

県産農産物販売促進特別対策事業補助金にかかるQ&A

No	区分	質疑事項	質疑回答
1	全	公募要領に示されている2つの取組の他、お店のオリジナルの取組も補助対象となるのか。	公募要領、実施要領及び交付要綱に記載した2つの取組に限って補助対象としています。
2	全	県産農産物を仕入れたことについて、どのように確認されるのか。	納品書に県産である旨を購入先（卸業者等）から記載してもらうなどにより明確にしてください。証明できない場合には補助対象外となりますので、ご注意ください。
3	全	事業実施の際には、県からどのような協力を受けられるか。	事業実施主体が作成するチラシやポスターに使用できる知事メッセージ、ロゴマークを素材として提供します。 また、知事メッセージ動画の提供やのぼり、ミニのぼり、ステッカーを貸与します。
4	全	キャンペーンに参加するに当たり、自社でチラシや展示POPなどをデザインし作成したい。統一的なキャッチコピーやマークはあるか。	標準的なロゴマークを使用したデザインがあります。 ※県HP「県産農産物販売促進特別対策事業について 2支援内容」をご確認ください
5	全	複数店舗を持つ事業者において、店舗を限定して当該キャンペーン実施することは可能か。	可能です。
6	全	当該事業の補助対象経費に、商品の仕入の際に支払った消費税を含めてよいか。	補助金申請時に仕入控除税額が明らかになっていない場合は、消費税を含む額で交付申請できます。しかし当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、知事に報告の上、返還する必要があります。 (消費税の申告義務がない方や、簡易課税方式による申告をしている方は、返還の必要はないことから消費税を含んだ額で申請して下さい。)
7	全	キャンペーン終了後と同時に、県産農産物の取り扱いをやめてもよいか。	事業は県産農産物の販路拡大を図ることを目的としています。キャンペーン終了後も、県産米をはじめ県産農産物の継続的な販売に努めていただきますようお願いいたします。
8	全	PR資材の作成にあたり、当社のスタッフがデザインを行うつもりだが、この場合の人件費等も補助対象か。	人件費などの費目は補助対象外とさせていただいています。なお補助対象となる費目は、交付要綱及び事業の要件で確認できます。
9	全	キャンペーンに用いる県産米は指定銘柄はあるか。	銘柄の指定はありません。埼玉県産であれば補助の対象となります。

県産農産物販売促進特別対策事業補助金にかかるQ&A

No	区分	質疑事項	質疑回答
10	全	キャンペーンの実施店舗は、県内店舗のみ又は一部地域の店舗のみとすることは可能か。	可能です。各事業者の実状に応じてキャンペーンを企画してください。
11	ポイント	値引きやクーポン券を発行した場合に、ポイントキャンペーンの補助対象となるか。	補助対象外です。当該事業は、お店が付与するポイントを利用したキャンペーンになり、ポイント増額分を補助対象としています。
12	全	キャンペーンの実施状況等の確認をするのか。	実績報告時に、キャンペーン時の様子の写真を提供いただきます。また、県職員が店舗に伺って確認する場合があります。
13	ポイント	キャンペーンの実績報告はどのように行うのか。	売上傳票の他に対象店舗のキャンペーンの実施状況（特設コーナーや常設棚）を1日に1枚以上写真撮影を行ってください。実績報告の際に、写真を提出してください。
14	全	ネット販売した商品はキャンペーンの対象となるか。	県内店舗で販売しており、販売サイト上で県産農産物のPRを行っていることが条件となりますが、店舗で販売している県産農産物の移動販売や宅配、ネットでの注文、事業者のサイトにおける販売についてもキャンペーンの対象とします。 なお、その場合にもキャンペーンを行っていることが明確であることが必要です。